

2017年2月1日

東海旅客鉄道（株）リニア新幹線神奈川工事事務所殿

写) 川崎市長経由まちづくり局長殿

写) 川崎市市議会議長殿

写) 麻生区選出市議会議員各位

リニア新幹線を考える麻生・多摩の会

世話人代表 矢沢美也 Tel 044-952-0095

(住)麻生区高石 2-38-5

リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会

共同代表 天野捷一、山本太三雄

(住) 高津区新作 5-22-1-103



リニア新幹線東百合丘立坑（非常口）工事についての申入れ書

1月14日、18日に行われた貴社の工事説明会において住民から様々な問題点、危惧が指摘されたが、貴社からは道理ある説明は殆どありませんでした。この説明会で「住民の了解を得た」として工事を強行することは許されません。ここに抗議すると同時に、下記事項について明快に説明し、また、当事者である川崎市及び住民との工事協定や確認書を取り交わすよう申し入れます。

記

今回の立坑予定地は旧日本合成ゴム研究所跡地で高台にあり、この高台を市道尻手黒川線まで約12m切り下げ後、立坑の掘削に入ることになります。この立坑はおそらく世界でも日本でも前例がないと思われる直径約39m深さ100mのとてつもない巨大なもので、しかもそれを住宅街で行なうことは異常というほかありません。それだけにこの工事が始まれば想定外も含め様々な問題が起こってくるのが予想されます。

立坑のみでなくトンネル工事も含めれば10数年に渡り住民の平穏な日常生活は奪われます。このような住民の被害を少なくするために、施主である貴社は、施工前に土壤汚染や地下地盤（地層構造）、地下水脈などをボーリング調査し、万全な対策を作成して川崎市と住民に説明すべきです。そして住民が求める工事協定を取り交わすことは施主として最低限の義務です。ところが、貴社は再三の要求に応じようとしていません。なぜ結べないのか。改めて施主として下記の義務を果たすことを求めます。

1. <残土処分> 着工直前の工事説明会なのに膨大な残土の処分先が半分しか決まっていないというのはどういうことか。全ての処分先が決まらなければ残土はそのまま放置されかねない。着工を延期すべきである。
2. <土壤汚染> 合成ゴム跡地なので豊洲のように土壤汚染が心配される。ボーリング調査しその結果及び対策を市、及び住民に報告すべきである。

3. <地盤沈下>地層構造や地下水脈がどうなっているのか、掘削地を数か所ボーリング調査すること。巨大立坑工事で土圧変化や地下水脈変化などで地下水噴出や流れが変わるなどによっては福岡であったように地盤沈下が住宅地で起こる可能性も出てくる。福岡では陥没地から 100m 離れた所でも沈下が発生した。従って十分な調査と対策を市と住民に報告すること。
4. <家屋調査>北側住宅の前方は約 12m 切り下げるので崖地（法面）になる。又マンションを含む周りの住宅地も立坑掘削に伴う長期にわたる振動と土圧、水脈変化で住宅地の地盤沈下、傾くなどが心配される。家屋調査を現計画より広範囲にわたって丁寧に行うこと。必要な場合、J R は騒音計、振動計を各戸に貸与し、住民が工事の影響をモニターできるようにすること。影響・被害が出た場合は、工事を中止し、対策を講じること。
5. <交通渋滞>工事ヤード前の尻手黒川道路はごみ焼却場、資源ごみ処理場、ヨネッティ、スーパーいなげや、川崎記念病院、特養ホームなどの介護施設、田園調布学園大学、幼稚園、保育園、マンションなどが立ち並び慢性的な交通渋滞にある。そこへ 1 分間に I 台もダンプカーなど工事車両が往来すれば渋滞は一層深刻になり、一般車両が迂回し住宅・通学道路へ進入することになりかねない。交通事故や車排気ガスによる汚染の増大は避けられない。特に住宅地であり保育園、幼稚園、老人施設も多い中で喘息発症の危険度が高くなる。

これに対し貴社は工事車両の通行は数%増えるだけで影響は少ない、又工事ヤードへ入るダンプカーの運行は監視員を配置し、川崎記念病院の西側に待機駐車させ連絡をとり合うとか、車両運行計画表ではピーク日数は少ないなどと説明しているが、これはあくまで説明のための机上の見積りであり、工事の進捗は天候状況、作業員数。交通状況、残土発生量などは実際と見積りは違うのが常識で工事は遅れ、工期が延びれば一層住民の苦痛は増大する。

監視員はもとより排気ガスによる喘息の原因である PM2.5 や二酸化窒素を常時監視・記録する器機を少なくとも尻手黒川線道路側に 2ヶ所、住宅側に 2ヶ所設置すること。
6. <大深度工事>大深度トンネル工事が始まれば周辺の住宅地価は下がる可能性が高い。また、引っ越したくても買い手はつかず、住民は財産権の侵害を受けることになる。この場合、当然貴社の責任において補償すべきである。
7. <工事協定書>主な問題点について上記したがこれらについて住民及び川崎市と工事協定書なり確認書を結ぶことを求める。

最後に

今回の巨大立坑工事は前例がなく、しかも住宅地で行うもので予想できないリスクがあります。それだけに長期に渡り住民の平穏な日常生活を奪い、苦しみと様々な損害を与えるもので貴社は施主として住民の苦しみを理解し、その苦しみを取り除き、様々な損害を補償する責任と義務を負っております。これなしにどんな説明をしても住民の理解は得られません。住民、川崎市との協議のテーブルつき工事協定を結ぶことを重ねて申し入れするものです。これなしに工事を強行することは許されません。 以 上